

## 手引き（個別編：工事）

島根県電子調達システム（資格申請システム）による  
建設工事等入札参加資格審査申請の手引き  
(個別編)

【令和4～6年度定期申請用】

島根県美郷町

### 【問合せ先】

〒699-4692 島根県邑智郡美郷町粕渕168番地  
総務課管理係  
TEL：0855-75-1211 FAX：0855-75-1218

【システムに関するヘルプデスク】島根県土木総務課 建設産業対策室  
TEL：0852-25-6701（受付時間：県庁開庁日 9:00～17:00）

## 【目次】

はじめに	- 2 -
1. 申請の方法	- 2 -
(1) 資格審査の種類	
(2) 申請方法	
2. 申請の期間	- 2 -
3. 資格申請について	- 2 -
4. 美郷町に申請（入札参加資格を希望）できる工事の種類について	- 3 -
5. 審査結果について	- 5 -
6. 資格の有効期間	- 5 -
7. 添付書類の提出について	- 5 -
8. 添付書類の作成方法等	- 7 -
9. 問い合わせ先	- 9 -

## はじめに

美郷町で実施する入札に参加するためには、あらかじめ入札参加資格について申請をし、審査を受けることが必要です。

この手引きは、島根県と県内14市町が共同開発・共同運営を行う資格申請システムでの申請受付を前提に、令和4～6年度建設工事入札参加資格申請において、美郷町への申請に必要な資格、美郷町に申請できる工事の種別、美郷町の個別審査に必要となる個別添付書類について記述します。この手引きのほか、以下の書類を熟読の上資格申請システムにより申請を行ってください。

### 【この手引きのほかに確認する資料】

#### ●建設工事入札参加資格申請の手引き（共通編）

（以下、「手引き（共通編：工事）」という。）

#### ●建設工事入札参加資格申請の手引き（操作マニュアル編）

（以下、「手引き（操作マニュアル編：工事）」という。）

#### ●建設工事入札参加資格申請の手引き（個別情報編）

（以下、「手引き（個別情報編：工事）」という。）

## 1. 申請の方法

「島根県電子調達共同利用システム」を共同開発・共同運営している島根県と県内14市町への申請方法は「資格申請システム」を利用したインターネットからの電子申請となります。

申請の方法は手引き（共通編：工事）、手引き（操作マニュアル編：工事）、手引き（個別情報編）を確認のうえ、申請してください。

※システムによる登録が困難で、かつ、美郷町にのみ申請する場合は予めご相談ください。

## 2. 申請の期間

令和3年12月1日（水）から令和4年1月16日（日）まで

【注意】定期申請用のシステム稼働時間は、上記期間内の自治体開庁日8時～23時のみとなります。

したがって、土日、祝日および12月29日から1月3日までの間はシステムが稼働しませんので、ご注意ください。

※システムの操作方法は、手引き（操作マニュアル編：工事）を、添付書類の送付に関する注意事項等に関しては手引き（共通編：工事）を必ず確認してください。

## 3. 申請資格について

以下の者は、美郷町競争入札への参加資格を申請することが出来ません。

①地方自治法施行令第167条の4（下記参照）に該当する者。

②暴力団員が実質的に経営を支配する者、又はこれに準ずる者として、警察当局から美郷町発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者。

又、次の各号に掲げる要件を満たすものであることが審査により確認できなければ、入札参加資格申請を認定することができません。

①申請しようとする業種（プレストレスとコンクリート工事は土木一式工事に、法面処理工事はとび土工コンクリート工事に、鋼橋上部工事は鋼構造物工事に含まれます）について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく許可を受けていること。

②令和4年1月1日時点で有効な経営事項審査の結果通知をうけていること。

③申請しようとする業種について、経営事項審査結果における年間平均完成工事高を有する者。または、審査基準日以降に施工実績があることが証明できる者。

④法人分及び代表者個人分（共有分を含む）について、美郷町における町税の滞納が無いこと。

- ⑤消費税及び地方消費税の滞納が無いこと。
- ⑥加入義務のある社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していること。
- ⑦アスファルト舗装工事の入札参加資格の認定を受けようとする者にあっては、アスファルトフィニッシャーを保有している者（継続的なリース契約等により確実に調達されていると認められる場合を含む）で、そのオペレーター及び舗装施工管理技術者を常時雇用している者。
- ⑧法面処理工事の入札参加資格の認定を受けようとする者にあっては、種子吹付機、モルタル吹付機、鉄筋挿入機械（削孔機械）ならびにグランドアンカー施工機械（削孔機械）のいずれかを保有していること（継続的なリース契約等により確実に調達されていると認められる場合を含む）。

#### 【地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）抜粋】

##### （一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に關して不正の行為をしたとき。
  - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
  - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

なお、申請資格に関する重要な事実について虚偽申請を行った者（過去に虚偽申請を行ったことが確認できた者）については、認定後であっても入札参加資格を取り消します。また、美郷町から指名停止措置を受けている者も申請書類の提出はできますが、資格の認定後も指名停止措置の効力は継続します。

#### 4. 美郷町に申請（入札参加資格を希望）できる工事の種別について

入札参加資格の認定は、建設業許可の許可業種毎に行い、当該認定により競争入札に参加することができる工事種別は以下の表のとおりとなるため、許可業種と美郷町が定める発注工事種別の組み合わせ毎に、入札参加資格を希望することになります。

但し、建設業許可及び経営事項審査を受けていない許可業種については、希望することができません。  
希望の有無は、資格申請システムの「個別情報画面」の入力内容により判定しますので、入力の際には手引き（操作マニュアル編：工事）及び手引き（個別情報編：工事）を確認のうえ慎重に行ってください。  
また、入札参加者選定時に必要な情報として希望する工事の実績高（許可業種ごとに希望する工事の実績高の合計が平均完成工事高を甲得ない範囲）の入力が必須となります。

※実績高の入力がない場合は、認定されませんのでご注意ください。

【注意】入札参加資格の希望の変更追加は、定期的に行う追加申請時のみとなります。随時の変更申請で希望の変更追加はできませんのでご了承ください。

・認定する許可業種（建設工事の種類）と発注工事種別の組み合わせ表

工事種別	認定を受けた建設工事の種類
一般土木工事	土木一式工事（土） とび・土工・コンクリート工事（と） 鋼構造物工事（鋼） しゅんせつ工事（しゅ） 解体工事（解）
アスファルト舗装工事	舗装工事（舗）
特殊舗装工事	舗装工事（舗）
鋼橋上部工事	鋼構造物工事（鋼）
プレストレストコンクリート工事	土木一式工事（土）
港湾工事	土木一式工事（土） しゅんせつ工事（しゅ）
機械設備工事	機械器具設置工事（機） 鋼構造物工事（鋼）
塗装工事	塗装工事（塗）
造園工事	造園工事（園）
さく井工事	さく井工事（井）
冷暖房衛生設備工事（建築物）	管工事（管） 熱絶縁工事（絶） 消防施設工事（消）
法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事（と）
維持修繕工事	土木一式工事（土） 舗装工事（舗） 電気工事（電） とび・土工・コンクリート工事（と） 塗装工事（塗） 鋼構造物工事（鋼） 解体工事（解）
グラウト工事	土木一式工事（土） とび・土工・コンクリート工事（と）
一般建築工事	建築一式工事（建） 大工工事（大） 左官工事（左） とび・土工・コンクリート工事（と） 石工事（石） 屋根工事（屋） タイル・れんが・ブロック工事（タ） 鋼構造物工事（鋼） 鉄筋工事（筋） 板金工事（板） ガラス工事（ガ） 防水工事（防）

	内装仕上工事（内） 建具工事（具） 清掃施設工事（清） 解体工事（解）
管工事（建築物以外）	管工事（管） 水道施設工事（水）
電気工事	電気工事（電） 消防施設工事（消）
通信設備工事	電気通信工事（通）

(注) 下表左欄の工事種別の入札参加資格申請には、「3. 申請資格について」に併せて工事実績、機械保有等、下表右欄の条件が必要となります。

プレストレスト コンクリート構 造物	認定には、土木一式とは別に「プレストレスとコンクリート（構造物）としての経営事項審査結果における年間平均完成工事高、または審査基準日以降に施工実績がある旨の証明が必要。
法面処理	認定には、法面施工に用いる施工機械のいずれかを保有していることが必要。（継続的なリース契約等により確実に調達されていると認められる場合を含む） とび土工コンクリートとは別に「法面処理」としての経営事項審査結果における年間平均完成高、または、審査基準日以降に施工実績がある旨の証明が必要。
鋼橋上部	認定には、鋼構造物とは別に「鋼橋上部」としての経営事項審査結果における年間平均完成高、または、審査基準日以降に施工実績がある旨の証明が必要。
舗装工事及び舗 装に関する維持 修繕工事	認定には、アスファルトフィニッシャーを保有しており（継続的なリース契約等により確実に調達されていると認められる場合を含む）、そのオペレーター及び舗装施工監理技術者を常時雇用していることが必要。 舗装工事の経営事項審査結果における年間平均完成高、または、審査基準日以降に施工実績は有しているが、アスファルトフィニッシャーの保有等の条件を満たさない者については、特殊舗装（※）のみ入札参加資格を希望することができる。

※特殊舗装= 橋梁、隧道等のコンクリート舗装や競技場のグラウンド舗装等のアスファルトフィニッシャーを用いない舗装工事。

## 5. 審査結果について

今回受付を行った入札参加資格申請については、システム登録内容と送付された添付書類をもとに審査を行い、認定結果はシステムにより「認定完了メール」が送信されますので、メール及びシステムで認定内容を確認してください。（画面による認定通知書は作成しません。）

また、認定を行わなかった場合は、理由を附してその旨、別途通知します。

## 6. 資格の有効期間

令和4年4月1日（予定）から令和7年3月31日までです。

## 7. 添付書類の提出について

添付書類には、共通添付書類と個別添付書類があり、システムからそれぞれの書類送付票と提出先が印刷されますので、書類内容と送付先をご確認のうえ提出してください。なお、共通添付書類と個別添付書類の送付先が美郷町の場合は両書類を1つのファイルに綴じてお送りください。また、書類は共通添付書類が上になるようにファイルに綴じ、書類送付票に「共通」、「個別」のインデックスを貼って提出をお願いします。

また、システムの添付ファイルアップロード画面からデータで提出して頂く書類があります。共通添付書類、及び、添付ファイルアップロード画面から提出する書類については、手引き（共通編：工事）を熟読

のうえ提出してください。

美郷町の個別審査に必要な個別添付書類については、下表のとおりとなりますので提出漏れのないよう確認のうえ持参又は、郵便若しくは信書便（消印（発送日）があるもの）により提出してください。

(下表の町内=町内建設業者、町外=町外建設業者の略)

番号	名 称	町内	町外	備 考
1	個別添付書類送付票（美郷町）	○	○	資格申請システムより出力されるもの
2	申請者側の入力内容確認画面を印刷したものの（写し）	○	○	資格申請システムより出力されるもの
3	建設業許可証明（確認）書（写し可）	○	○	
4	経営事項審査結果通知書（写し）	○	○	令和4年1月1日時点で有効なもの ※主に社会保険加入確認に使用します。 名簿の有効期間内での新たな経営事項審査結果通知書の送付は不要。
5	建設工事施工実績証明書【様式第3号】	△	△	経審結果通知書において完成工事高が「0」の業種を申請する場合のみ
6	町税納税証明書（原本）	○	△	全税目滞納（又は納付義務）のないもの。 なお、町内に営業所等が無く、町税の納税義務がない場合には不要。
7	委任状	△	△	入札及び契約に係る権限を支社長・営業所長等に <u>委任する場合のみ</u>
8	業態調書【様式第4号】	○	○	資本関係、親子会社関係調書 ※関係する者が無い者においても、無い旨を記入し、提出必要
9	障害者雇用状況調書【様式第5号】	△	—	土木一式工事又は建築一式工事を申請する場合
10	除雪業務契約実績 ・対象年度：令和元年度 令和2年度 令和3年度	△	—	土木一式工事を申請する場合のみ ・契約実績がある該当年度分
11	防災協定に関する確認資料	△	—	土木一式工事又は建築一式工事を申請する場合
12	ボランティア支援制度（ハートフルしまね）の実施団体としての認定書（写）、ボランティア活動実績調書【様式第6号】	△	—	土木一式工事又は建築一式工事を申請する場合 ・ハートフルしまね：実施団体認定証（写）、実績を証明する書類
13	消防団協力事業所の証明書（写）	△	—	土木一式工事又は建築一式工事を申請する場合
14	舗装工事に関する確認書類	△	△	舗装工事を申請する場合のみ
—	A4フラットファイル (A4縦・色指定無)	○	○	上記の添付書類を1冊にまとめる。

<参考>

- ・○は必須、△は備考欄に該当する場合のみ必要です。
- ・添付書類の提出部数は1部です。
- ・添付書類は上記番号順に綴じてください。
- ・紙のA4版ファイルに綴じこみのうえ、表紙及び背表紙に会社名を記入して提出してください。

## 8. 添付書類の作成方法等

### ●建設業許可証明（確認）書

- ① 申請日前3ヶ月以内に許可行政庁から発行されたものでなければなりません。
- ② 他の都道府県が定める様式を用いた証明でも構いません。
- ③ 写して構いません。
- ④ 許可通知書（写し可）でも構いません。

### ●建設工事施工実績証明書【様式第3号】

- ① 経審結果通知書の平均完成工事高が無い業種であって、審査基準日から入札参加資格審査申請日までの期間に施工実績（完了したものに限る）が有ることが証明できる業種を申請する場合にのみ添付してください。
- ② 証明者は発注者（元請工事の場合）又は元請業者（下請工事の場合）となります。
- ③ 「業種名」欄には建設業法に規定する許可の業種を、「工事請負契約金額」欄には消費税及び地方消費税を含まない額を記入し、「竣工の状況」欄には「良」又は「不良」等の状況を記入してください。

### ●町税納税証明書について

町税について全税目滞納がないことが証明された証明書（原本）で、入札参加資格審査申請日（以下「申請日」という。）前3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。なお、美郷町内に営業所が無く、町税の納税義務が無い場合は不要です。

- ① 証明の発行を申請する際は、町HP掲載の様式（参考）をご利用ください。また、申請窓口にて「入札参画資格申請の必要書類である。」ということをお伝えください。
- ② 法人分の証明申請に代表者本人が窓口に来られる場合にも、申請書に社印、法人の代表者印の押印が必要です。
- ③ 証明申請を本人（本人又は同一世帯員）以外が行う場合は、証明申請の委任状が必要です。委任状に必要事項をご記入のうえお持ちください。
- ④ 申請窓口では、本人確認をさせていただきます。  
窓口に来られたご本人の本人確認の出来る書類（運転免許証など）を持参してください。
- ⑤ 入金確認に日数を要するため、証明申請の日以前の2週間以内に納付された町税については、領収書（口座振替の場合は納付が記帳された通帳）をご持参ください。
- ⑥ 郵送での発行申請も可能です。

上記①～⑤により書類等を用意し、次のものを同封のうえ、郵送で申請してください。

同封：連絡先が分かる書類（担当者名、電話、FAX等）返送用封筒（切手貼付）手数料分の小為替（1件につき200円）

#### 【問い合わせ先・証明申請の提出先】

美郷町役場 住民課税務係 〒699-4692 島根県邑智郡美郷町柏原168  
電話0855-75-1213 FAX0855-75-1505

#### 【参考HP】

美郷町 「町税の証明と手数料について」  
< <https://gov.town.shimane-misato.lg.jp/kurasi/zeikin/896> >

### ●障がい者雇用に関する確認資料について【様式第5号】

土木一式工事又は建築一式工事を申請する町内業者で、「令和3年3月1日以降の法定雇用率により申請日時点の従業員数で、障がい者の雇用義務のある事業者となる」、又は「障がい者の雇用義務

がないが、申請日時点で障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日 法律第123号）第2条に定める障害者を雇用している事業者である」者は作成してください。

#### ○障害者雇用状況調書【様式第5号】の作成方法

- ①「従業員数（短時間労働者を含む）」および「従業員のうちの障害者数」の基準日は、申請日としてください。
- ②「法定雇用義務数」欄は、障がい者の雇用義務がある事業者となる場合のみ記入してください。なお記入にあたっては、公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」の数字をそのまま記載するのではなく、申請日現在での以下の計算例を参考に、再計算されたものを記入してください。
- ③「身体障害者手帳等の番号」欄は、交付された身体障害者手帳、療育手帳等の番号について、1人につき一行に記入してください。（1人の者が複数の手帳を有する場合は、一行に記入してください。）

今回の申請での「雇用義務のある事業主」は、申請時点の従業員数により以下の計算を行い、法定雇用障害者数が1人以上となる事業主です。

##### 【計算例】

$$\begin{aligned} \text{令和3年3月1日以降の法定雇用率} & \cdots \cdots 2.3\% \\ \text{建設業の除外率} & \cdots \cdots 20\% \\ \text{従業員数（短時間勤務者を除く）} & \cdots \cdots 52 \text{名} \\ \text{短時間勤務者数（週20時間以上30時間未満）} & \cdots \cdots 3 \text{名} \\ \{52+3 \times 0.5 - (52+3 \times 0.5) \times 20\% \} \times 2.3\% & = 1.0 \text{名} \\ \underline{\text{（従業員の総数}} - \underline{\text{（建設業の除外率：除外数は整数止め)}} \times \text{（法定雇用率）} = \text{（法定雇用障害者数)}} \\ \downarrow \\ 53.5 \text{名} - 10 \text{名} & = 43.5 \text{名} \end{aligned}$$

※建設業の場合、短時間勤務者を0.5で換算したものを含む従業員の総数が53.5人以上となるものが、障がい者の雇用義務のある事業主となります。

☆申請日時点の従業員数で、障がい者の雇用義務のある事業者となる場合、様式第5号と併せて添付する書類

- ①公共職業安定所に報告した障がい者雇用状況報告書（写）
- ②健康保険厚生年金標準報酬決定通知書、身体障害者手帳等、申請日現在の従業員数、障がい者数の状況が確認できる書類（写）も添付してください。

☆障がい者雇用義務がないが、申請日時点で障がい者を雇用している者の場合、様式第5号と併せて添付する書類

- ①障害を証明するものの写し ⇒ 本人の身体障害者手帳又は療育手帳等の写し
- ②直接的且つ恒常的な雇用を確認できるものの写し ⇒ 本人の健康保険証又は本人が記載されている健康保険厚生年金標準報酬決定通知書の写し

#### ●除雪業務委託に関する確認資料について

令和元年度、令和2年度、令和3年度に美郷町と除雪委託業務委託を契約した実績がある場合、それぞれの年度に対し1通ずつ契約書の写しを添付してください。

#### ●防災協定に関する確認資料について

町と防災協定を締結している団体（美郷町建設業協会等）へ加入している者は、加入証明書（申請日前3ヶ月以内のもの）を提出してください。

#### ●ハートフルしまね登録に関する確認資料について

ハートフルしまねに法人として登録している場合の証明資料として、登録時に県土整備事務所等から

交付される「愛護団体認定証」の写しを添付してください。

また、申請日前3年間における活動実績については様式第6号により提出してください。（活動実績2回以上・道路美化活動のみの場合は4回以上）

### ●消防団協力事業所に関する確認資料について

美郷町が発行する消防団協力事業所であることを証明する書類を提出してください。

### ●舗装工事に関する確認書類について

舗装工事及び舗装に関する維持修繕工事の入札参加資格を申請する場合は、以下に掲げる書類を全て提出してください。特殊舗装工事のみの申請については、等別な書類は必要ありません。

区分	提出する書類
①工事経歴書	・直前の経営事項審査で提出した舗装工事に係る工事経歴書
②1・2級舗装施工管理技術者に関する書類	・舗装施工管理技術者登録証（写）又は資格者証（写） ・健康保険被保険者証等（写）
③オペレーターに関する書類	・大型特殊運転免許（写） ・技能講習（車両系）修了証書（写） ・健康保険被保険者証等（写）
④アスファルトフィニッシャーに関する書類	・全景写真及び機械プレートのアップ写真（6ヶ月以内に撮影したもの） ・自社所有等により常時稼働可能であることを証明する書類（車体検査書（写）、機械台帳（写）、継続的且つ独占的利用が証明されるリース契約書（写））
⑤モーターグレーダー、タイヤ・マカダムローラに関する書類	・全景写真及び機械プレートのアップ写真（6ヶ月以内に撮影したもの） ・自社所有等により常時稼働可能であることを証明する書類（車体検査書（写）、機械台帳（写）、継続的且つ独占的利用が証明されるリース契約書（写））

### 9. 問い合わせ先

〒699-4692 島根県邑智郡美郷町柏渕168

総務課管理係

TEL：0855-75-1211 FAX：0855-75-1218